

## 商品概要説明書

住宅ローンつなぎ資金（協同住宅ローン保証用）貸付

（令和元年7月1日現在）

商品名	住宅ローンつなぎ資金（協同住宅ローン保証用）貸付
ご利用いただける方	○当 J A の組合員の方。 ○次の住宅ローン（以下「原資金」という。）の融資決定を受けている方。 ・住宅ローン（新築・購入コース） ○協同住宅ローン（株）の保証引受承諾を受けている方。
資金使途	○融資決定を受けた原資金の資金使途のうち、貸付実行時まで必要とする資金の立替金とします。
借入金額	○10万円以上4,500万円以内とし、1万円単位とします。 ただし、原資金の融資決定金額の90%以内とします。
借入期間	○原則として1年以内とし、原資金の資金交付（貸付実行）時までとします。
借入利率	○固定金利とします。 【固定金利型】 当初のお借入利率を完済時まで適用いたします。 ○金利は店頭に掲示します。詳細については、当 J A の融資窓口へお問い合わせください。
返済方法	○原資金の資金交付（貸付実行）日に元金を一括返済していただきます。利息については、貸付実行時に一括払いとさせていただきます。
担保	○土地購入代金の場合、ご融資時に購入者名義へ所有権の移転登記をしていただきます。 ○融資対象物件の敷地に対し、抵当権第1順位設定の登記留保をさせていただきます。 ○資金使途が増改築など敷地内に建物が存在する場合は、建物に対しても同様に登記留保をさせていただきます。 ○債務者に信用不安が生じた場合には、直ちに抵当権第1順位の設定登記をいたします。
保証人	○原則として保証人は不要ですが、原資金が連帯保証人を必要としている場合、その方を連帯保証人とさせていただきます。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本店金融共済部（電話：0138-46-2323）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。

	<p>○紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 金融共済部または J A バンク相談所にお申し出ください。</p> <p>札幌弁護士会（電話：011-251-7730）</p>
<p>その他</p>	<p>○お申込みに際しては、当 J A が所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。</p>

J A 函館市亀田